平成２６年（フ）第１１４２号
さいたま市大宮区天沼町２丁目15番地１　ＫＡＭＭＡハウス201
債務者　臼井　　均
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ30番103号
債務者　吉岡　寛康
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５００号
埼玉県草加市氷川町2134番地15　司ハイツ101号、旧住所埼玉県草加市氷川町65番地２パール氷川202号
債務者　田中　佑果
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
埼玉県羽生市南２丁目17番22号　グランドメゾン102
債務者　吉澤　榮一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１４号
埼玉県羽生市南２丁目17番22号　グランドメゾン102
債務者　吉澤　玉枝
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８４５号
札幌市西区福井６丁目２番８号
債務者　齊藤　隆幸（旧姓前地）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０２号
札幌市中央区南９条西７丁目２番22―406号
債務者　竹内　敏行
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５６号
札幌市北区篠路８条６丁目17番12号
債務者　川向結美子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３５号
札幌市手稲区曙11条２丁目３―13　医療法人福和会ケアハウス・スカイラーク、住民票上の住所札幌市手稲区手稲本町１条１丁目４番30号
債務者　荒川　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６９号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目14番25号トクラハウス103号
債務者　上村　將志
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７０号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目14番25号トクラハウス103号
債務者　上村　敦子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１０号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目10番１号　コスタ27―205号
債務者　北川　栄夫
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
山形市松波４丁目９番31号　シティハイム松波Ｄ号
債務者　山本　博昭
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８０号
山形市桜田西１丁目９番５―107号　スマイリング桜田、前住所山形市吉原南６番20号
債務者　田口　宗明
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８１号
山形市桜田西１丁目９番５―107号　スマイリング桜田、前住所山形市吉原南６番20号
債務者　田口　友子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
群馬県高崎市吉井町中島163番地３
債務者　福島由美子（旧姓星名）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部